記 者 発 表 資 料

令 和 ８ 年 １１ 月 １３ 日
広 島 県 教 育 委 員 会

教職員の懲戒処分等について

令和８年 11 月 13 日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

No.	被処分者	処分内容	処分理由
1	県立学校 教諭 (28歳)	懲戒免職	令和８年６月上旬から同年９月上旬までの間、自校の生徒と SNS で私的なやり取りを行った。 また、同年７月上旬から同年９月上旬までの間、校内において、自校の生徒と複数回にわたり、わいせつな行為を行った。 このことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反する行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第 33 条の規定に違反する。
2	県立学校 教諭 (61 歳)	減給 10 分の１ １月	令和８年７月 16 日（木）３限目、授業において動画を見せようとした際に、意図せず、わいせつな画像を少なくとも３秒間投影し、複数の生徒に不安感や不快感を与えた。 この行為は、セクシュアル・ハラスメントに該当するとともに、上司の職務上の命令に従う義務を規定した地方公務員法第 32 条並びに信用失墜行為の禁止を定めた同法第 33 条の規定に違反する。

※　上記No. １の県立学校の校長に対しては、「訓告」の行政措置を行うこととしました。

【担当】
教職員課　県立学校人事係長　内田
（内線）4922
（直通電話）082 - 513 - 4922
（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp